

租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）

改正案

現行

<p>（内国法人等に対して支払う利子所得等に係る支払調書の特例）</p> <p>第三条の二 内国法人又は国内に恒久的施設を有する外国法人に対し国内において昭和六十三年四月一日以後に支払うべき利子等又は投資信託（公社債投資信託、特定株式投資信託（信託財産を株式のみに対する投資として運用することを目的とする証券投資信託のうち、その受益証券が証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第二</u>条第十四項に規定する証券取引所に上場されていることその他の政令で定める要件に該当するものをいう。以下この節において同じ。）及び公募公社債等運用投資信託を除く。）若しくは特定目的信託の収益の分配に係る所得税法第二十四条第一項に規定する配当等の支払をする者は、大蔵省令で定めるところにより、当該利子等又は配当等の支払に関する同法第二百二十五条第一項の調書を同一の内国法人又は国内に恒久的施設を有する外国法人に対する一回の支払ごとに作成する場合には、同項の規定にかかわらず、当該調書をその支払の確定した日（無記名の公社債の利子又は無記名の貸付信託、投資信託（特定株式投資信託を除く。）若しくは特定目的信託の受益証券の収益の分配に関するものについては、その支払をした日（の属する月の翌月末日までに税務署長に提出しなければならない</p>	<p>（内国法人等に対して支払う利子所得等に係る支払調書の特例）</p> <p>第三条の二 内国法人又は国内に恒久的施設を有する外国法人に対し国内において昭和六十三年四月一日以後に支払うべき利子等又は投資信託（公社債投資信託、特定株式投資信託（信託財産を株式のみに対する投資として運用することを目的とする証券投資信託のうち、その受益証券が証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第二</u>条第十一項に規定する証券取引所に上場されていることその他の政令で定める要件に該当するものをいう。以下この節において同じ。）及び公募公社債等運用投資信託を除く。）若しくは特定目的信託の収益の分配に係る所得税法第二十四条第一項に規定する配当等の支払をする者は、大蔵省令で定めるところにより、当該利子等又は配当等の支払に関する同法第二百二十五条第一項の調書を同一の内国法人又は国内に恒久的施設を有する外国法人に対する一回の支払ごとに作成する場合には、同項の規定にかかわらず、当該調書をその支払の確定した日（無記名の公社債の利子又は無記名の貸付信託、投資信託（特定株式投資信託を除く。）若しくは特定目的信託の受益証券の収益の分配に関するものについては、その支払をした日（の属する月の翌月末日までに税務署長に提出しなければならない</p>
--	--

（上場会社等の利益をもつてする株式の消却の場合のみなし配当の課税の特例）

第九条の五 証券取引法第二条第十四項に規定する証券取引所に上場されている株式その他これに類するものとして政令で定める株式を発行した株式会社（以下この条、次条第一項及び第九条の七第一項において「上場会社等」という。）が、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第百三十一号）の施行の日から平成十四年三月三十一日までの期間（第三項において「指定期間」という。）

（内に、証券取引法第二十七条の二十二の二第一項に規定する公開買付け（以下この項及び第九条の七において「公開買付け」という。）により利益をもつてする株式の消却を行った場合において、当該上場会社等の株主である個人が当該公開買付けに応じて行う当該上場会社等の株式の譲渡の対価として当該上場会社等から当該株式の消却により交付される金銭の交付を受け、かつ、その金銭の額が当該上場会社等の法人税法第二条第十六号に規定する資本等の金額のうちその交付の基因となつた株式に係る部分の金額を超えるときは、その超える部分の金額については、所得税法第二十五条第一項の規定は、適用しない。

2）5（略）

（株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）

第三十七条の十 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、

（上場会社等の利益をもつてする株式の消却の場合のみなし配当の課税の特例）

第九条の五 証券取引法第二条第十一項に規定する証券取引所に上場されている株式その他これに類するものとして政令で定める株式を発行した株式会社（以下この条、次条第一項及び第九条の七第一項において「上場会社等」という。）が、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第百三十一号）の施行の日から平成十四年三月三十一日までの期間（第三項において「指定期間」という。）

（内に、証券取引法第二十七条の二十二の二第一項に規定する公開買付け（以下この項及び第九条の七において「公開買付け」という。）により利益をもつてする株式の消却を行った場合において、当該上場会社等の株主である個人が当該公開買付けに応じて行う当該上場会社等の株式の譲渡の対価として当該上場会社等から当該株式の消却により交付される金銭の交付を受け、かつ、その金銭の額が当該上場会社等の法人税法第二条第十六号に規定する資本等の金額のうちその交付の基因となつた株式に係る部分の金額を超えるときは、その超える部分の金額については、所得税法第二十五条第一項の規定は、適用しない。

2）5（略）

（株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）

第三十七条の十 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、

平成元年四月一日以後に株式等の譲渡（証券取引法第二条第十七項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。以下この項及び次項において同じ。）をした場合には、当該株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。第四項及び第五項において「株式等に係る譲渡所得等」という。）については、所得税法第二十二条及び第八十九条並びに第百六十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この条において「株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、株式等に係る譲渡所得等の金額（第七項第五号の規定により読み替えられた同法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この条において「株式等に係る課税譲渡所得等の金額」という。）の百分の二十に相当する金額に相当する所得税を課する。この場合において、株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同法その他所得税に関する法令の規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

2 前項前段の場合において、株式等の譲渡が証券取引法第二条第十四項に規定する証券取引所に上場されている株式（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十一項に規定する投資口を除く。）その他これに類するものとして政令で定める株式（当該証券取引所に上場された日その他の政令で定める日（以下この項において「上

平成元年四月一日以後に株式等の譲渡（証券取引法第二条第十三項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。以下この項及び次項において同じ。）をした場合には、当該株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。第四項及び第五項において「株式等に係る譲渡所得等」という。）については、所得税法第二十二条及び第八十九条並びに第百六十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この条において「株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、株式等に係る譲渡所得等の金額（第七項第五号の規定により読み替えられた同法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この条において「株式等に係る課税譲渡所得等の金額」という。）の百分の二十に相当する金額に相当する所得税を課する。この場合において、株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同法その他所得税に関する法令の規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

2 前項前段の場合において、株式等の譲渡が証券取引法第二条第十四項に規定する証券取引所に上場されている株式（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十一項に規定する投資口を除く。）その他これに類するものとして政令で定める株式（当該証券取引所に上場された日その他の政令で定める日（以下この項において「上

場等の日」という。）においてこれらの株式をその取得をした日の翌日から引き続き所有していた期間として政令で定める期間が三年を超えるものに限る。）の譲渡（上場等の日以後一年以内に行われる譲渡で証券業者（証券取引法第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社をいう。）への売委託に基づくもの又は当該証券業者に対するものに限る。）であるときは、当該譲渡による株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該株式等に係る譲渡所得等の金額の二分の一に相当する金額とする。

3）7（略）

（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例）

第三十七条の十三（略）

2）9（略）

10 特定株式を平成十二年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に払込みにより取得をした居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、当該特定株式に係る特定中小会社（当該特定中小会社であつた株式会社を含む。）が発行した株式に係る上場等の日以後に当該払込みにより取得をした特定株式（その上場等の日において当該特定株式をその取得をした日の翌日から引き続き所有していた期間として政令で定める期間が三年を超えるものに限る。）の譲渡（その上場等の日以後一年以内に行われる譲渡（証券取引法第二

場等の日」という。）においてこれらの株式をその取得をした日の翌日から引き続き所有していた期間として政令で定める期間が三年を超えるものに限る。）の譲渡（上場等の日以後一年以内に行われる譲渡で証券業者（証券取引法第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社をいう。）への売委託に基づくもの又は当該証券業者に対するものに限る。）であるときは、当該譲渡による株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該株式等に係る譲渡所得等の金額の二分の一に相当する金額とする。

3）7（略）

（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例）

第三十七条の十三（略）

2）9（略）

10 特定株式を平成十二年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に払込みにより取得をした居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、当該特定株式に係る特定中小会社（当該特定中小会社であつた株式会社を含む。）が発行した株式に係る上場等の日以後に当該払込みにより取得をした特定株式（その上場等の日において当該特定株式をその取得をした日の翌日から引き続き所有していた期間として政令で定める期間が三年を超えるものに限る。）の譲渡（その上場等の日以後一年以内に行われる譲渡（証券取引法第二

条第十七項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。()で第三十七条の十第二項に規定する証券業者への売委託に基づくもの又は当該証券業者に対するものに限る。以下この項において同じ。()をした場合における同条第一項の規定の適用については、当該譲渡による同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該特定株式の譲渡による当該株式等に係る譲渡所得等の金額として政令で定めるところにより計算した金額(第十二項及び第十四項において「特定株式に係る譲渡所得等の金額」という。()の二分の一に相当する金額とする。

11
14 (略)

(上場会社等の利益をもつてする株式の消却の場合のみなし配当の課税の特例)

第六十七条の八 証券取引法第二十条第十四項に規定する証券取引所に上場されている株式その他これに類するものとして政令で定める株式を発行した株式会社(以下この条において「上場会社等」という。)が、租税特別措置法の一部を改正する法律(平成七年法律第三百三十一号)の施行の日から平成十四年三月三十一日までの間に、利益をもつてする株式の消却を行った場合には、その消却した株式に対応する資本の金額(当該金額がその消却に充てた利益の金額を超える場合には、当該利益の金額)のうち当該上場会社等の株主である内国法人がその消却の時にあって有する株式で消却されなかつたものに対応する部分の金額については、法人税法第二十四条第二項

条第十三項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。()で第三十七条の十第二項に規定する証券業者への売委託に基づくもの又は当該証券業者に対するものに限る。以下この項において同じ。()をした場合における同条第一項の規定の適用については、当該譲渡による同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該特定株式の譲渡による当該株式等に係る譲渡所得等の金額として政令で定めるところにより計算した金額(第十二項及び第十四項において「特定株式に係る譲渡所得等の金額」という。()の二分の一に相当する金額とする。

11
14 (略)

(上場会社等の利益をもつてする株式の消却の場合のみなし配当の課税の特例)

第六十七条の八 証券取引法第二十一条に規定する証券取引所に上場されている株式その他これに類するものとして政令で定める株式を発行した株式会社(以下この条において「上場会社等」という。)が、租税特別措置法の一部を改正する法律(平成七年法律第三百三十一号)の施行の日から平成十四年三月三十一日までの間に、利益をもつてする株式の消却を行った場合には、その消却した株式に対応する資本の金額(当該金額がその消却に充てた利益の金額を超える場合には、当該利益の金額)のうち当該上場会社等の株主である内国法人がその消却の時にあって有する株式で消却されなかつたものに対応する部分の金額については、法人税法第二十四条第二項

の規定は、当該内国法人が同項の規定の適用を選択した場合を除き、適用しない。

2・3 (略)

(株式分割等に係る株券の印紙税の非課税)

第九十一条の四 証券取引法第二条第十四項に規定する証券取引所に上場されている株式又は同法第七十五条第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である法人が、平成五年一月一日以後に行われた商法第二百八条第一項の規定による株式の分割に係る取締役会の決議又は同法第三百四十二条第一項の規定による商法等の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第七十四号)附則第十六条第一項に規定する一単位の株式の数(以下この項において「単位の株式の数」という。)の変更に係る株主総会の決議に基づき平成五年四月一日から平成十三年三月三十一日までの間に作成する印紙税法別表第一第四号に掲げる株券(以下この条において「株券」という。)のうち、次に掲げるもの(当該株式の分割の日又は一単位の株式の数の変更の日の属する事業年度(法人税法第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。)において作成するものに限る。)については、印紙税を課さない。

一～三 (略)

2 (略)

の規定は、当該内国法人が同項の規定の適用を選択した場合を除き、適用しない。

2・3 (略)

(株式分割等に係る株券の印紙税の非課税)

第九十一条の四 証券取引法第二条第十一項に規定する証券取引所に上場されている株式又は同法第七十五条第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である法人が、平成五年一月一日以後に行われた商法第二百八条第一項の規定による株式の分割に係る取締役会の決議又は同法第三百四十二条第一項の規定による商法等の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第七十四号)附則第十六条第一項に規定する一単位の株式の数(以下この項において「単位の株式の数」という。)の変更に係る株主総会の決議に基づき平成五年四月一日から平成十三年三月三十一日までの間に作成する印紙税法別表第一第四号に掲げる株券(以下この条において「株券」という。)のうち、次に掲げるもの(当該株式の分割の日又は一単位の株式の数の変更の日の属する事業年度(法人税法第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。)において作成するものに限る。)については、印紙税を課さない。

一～三 (略)

2 (略)